

広陵町重層的支援体制整備事業 実施計画（第1期）

2026（令和8）年4月

広陵町けんこう福祉部社会福祉課

目次

| | |
|----------------------|---|
| はじめに（実施計画策定の背景・目的） | 2 |
| 第1章 重層的支援体制整備事業について | 4 |
| 1 計画の位置づけ | |
| 2 計画の期間 | |
| 3 計画の実施体制 | |
| 第2章 重層的支援体制整備事業の実施内容 | 7 |
| I 包括的相談支援事業 | |
| II 参加支援事業 | |
| III 地域づくり事業 | |
| IV-1 全体 継続的な伴走支援 | |
| IV-2 全体 多機関協働事業 | |
| 第3章 実施計画の検証・評価のポイント | 9 |

はじめに（実施計画策定の背景・目的）

国全体で急速な高齢化及び単身世帯の増加等により、家庭や地域のつながりが希薄化し、以前に比べ社会的孤立の問題が増加しており、今ある社会資源を有効活用し、地域全体で支え合う体制の必要性が高まっています。特に以下の3点において課題とされています。

① 支援ニーズの複雑化・複合化

急速な高齢化やデジタル化の進展、また社会構造及び経済情勢の変化により、従来の高齢、障がい、子ども、生活困窮といった既存の分野ごとにおける縦割りの支援体制では対応が困難な、複数の課題を同時に抱える世帯や個人が増加傾向にあります。

② 「制度のはざま」の人への対応

例えば、経済的困窮世帯ではない20～30代のひきこもりの人といった、公的支援制度の受給要件を満たさないため、必要な支援を受けられず置き去りにしてしまう「制度のはざま」の人が増加傾向にあります。早い段階でアウトリーチし、支援を行わないと社会復帰が困難になるおそれがあります（将来の8050、9060問題）。

③ 地域福祉の担い手、支援者不足

これまで定年後の60歳以上や専業主婦（主夫）の方々は、地域福祉の担い手としてさまざまな関わり方をしていただいていたのですが、生産年齢人口の減少が主要因となって定年延長や夫婦共働きなどにより、地域での活動時間が減少しています。また、福祉サービスのニーズの高まりにより福祉専門職をはじめとする支援者の不足も指摘されています。

こうした背景を受け、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」とする。）において創設された重層的支援体制整備事業が、市町村の努力義務となりました。本事業の実施により、相談者の属性や分野を問わない「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを回復・構築する「参加支援事業」、そして多様な主体による「地域づくり事業」の3つを一体的に提供する包括的な支援体制を構築することが求められています（次ページ図1）。

広陵町では、行政を含め、地域や支援機関等が一体となった福祉のまちづくりを推進すべく、令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度に本事業の移行準備事業を実施し、職員の理解・把握とともに意識醸成を行い、関係機関への説明や周知を行いました。令和8（2026）年度から本事業を本格実施し、福祉のまちづくりを進めていきます。



法的根拠

包括的な支援体制の整備 法第106条の3

重層的支援体制整備事業 法第106条の4第2項

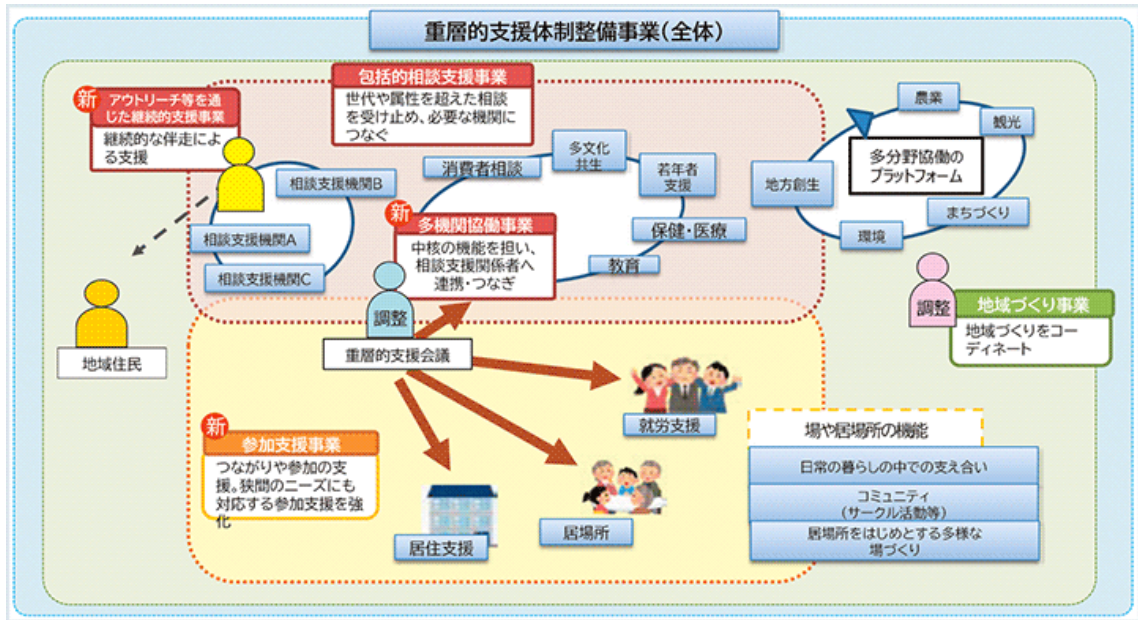


図1 重層的支援体制整備事業のイメージ図 (出典：厚生労働省)

第1章 重層的支援体制整備事業について

1 計画の位置づけ

法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業体制に関する事項等を定めた「広陵町重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します。

本計画は、個別の福祉計画の上位計画である「広陵町地域福祉計画」の基本理念「共に支え合い、未来につながるまち 広陵」に基づき、各個別計画（図2参照）との連携・整合を図りながら、包括的支援体制の構築を進めます。

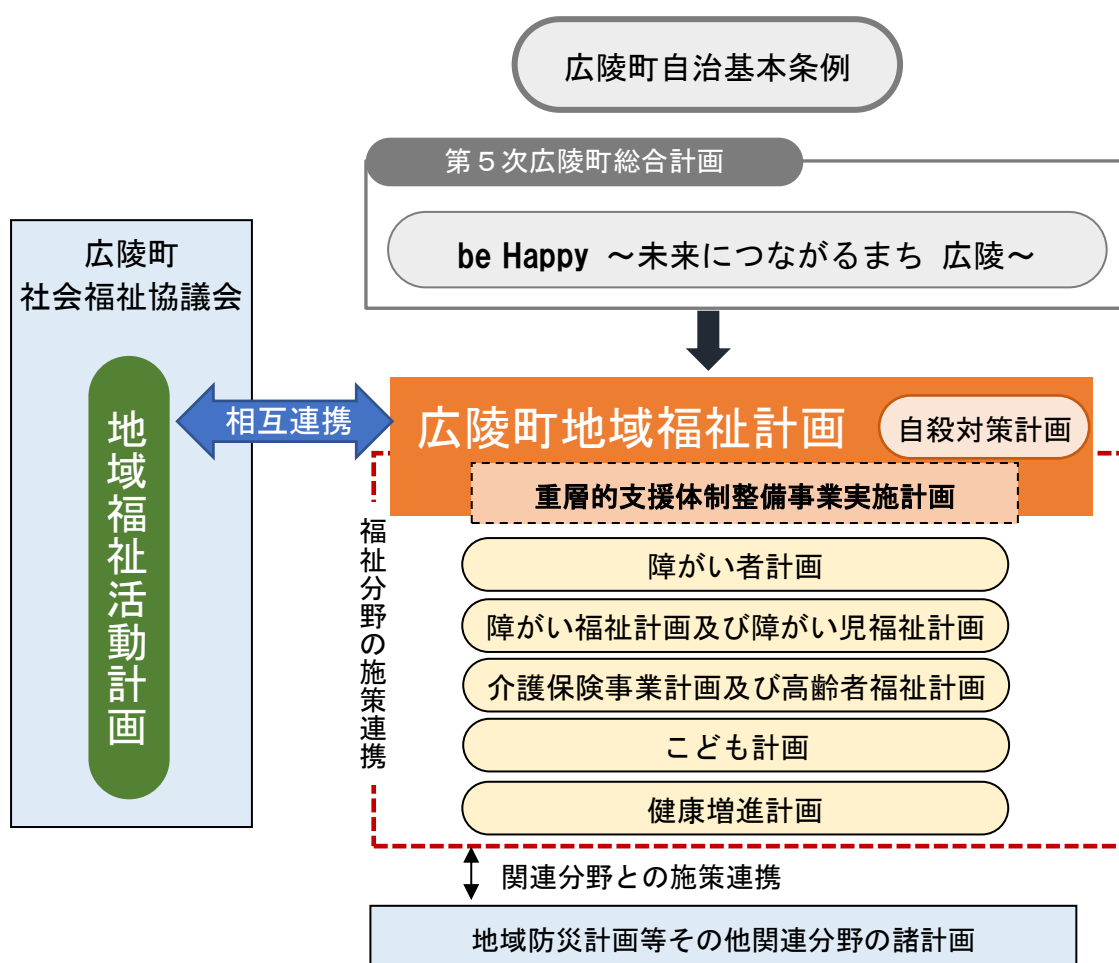


図2 広陵町地域福祉計画、地域福祉活動計画及び広陵町重層的支援体制整備事業実施計画の位置付け（出典：第2期広陵町地域福祉計画）

2 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までとします。以降は「広陵町地域福祉計画」に包含します（図3参照）。

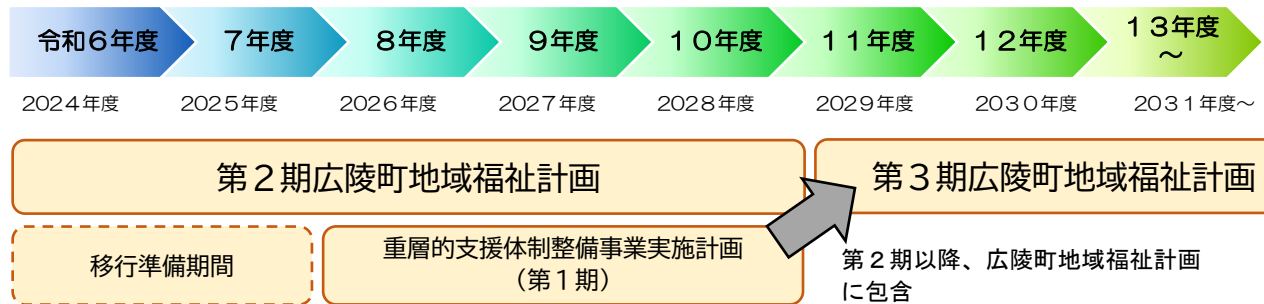


図3 地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の期間概念

3 計画の実施体制

広陵町では、今ある社会資源を活用しつつ、行政内及び事業所や相談支援機関との横断的連携を進めます（図4）。

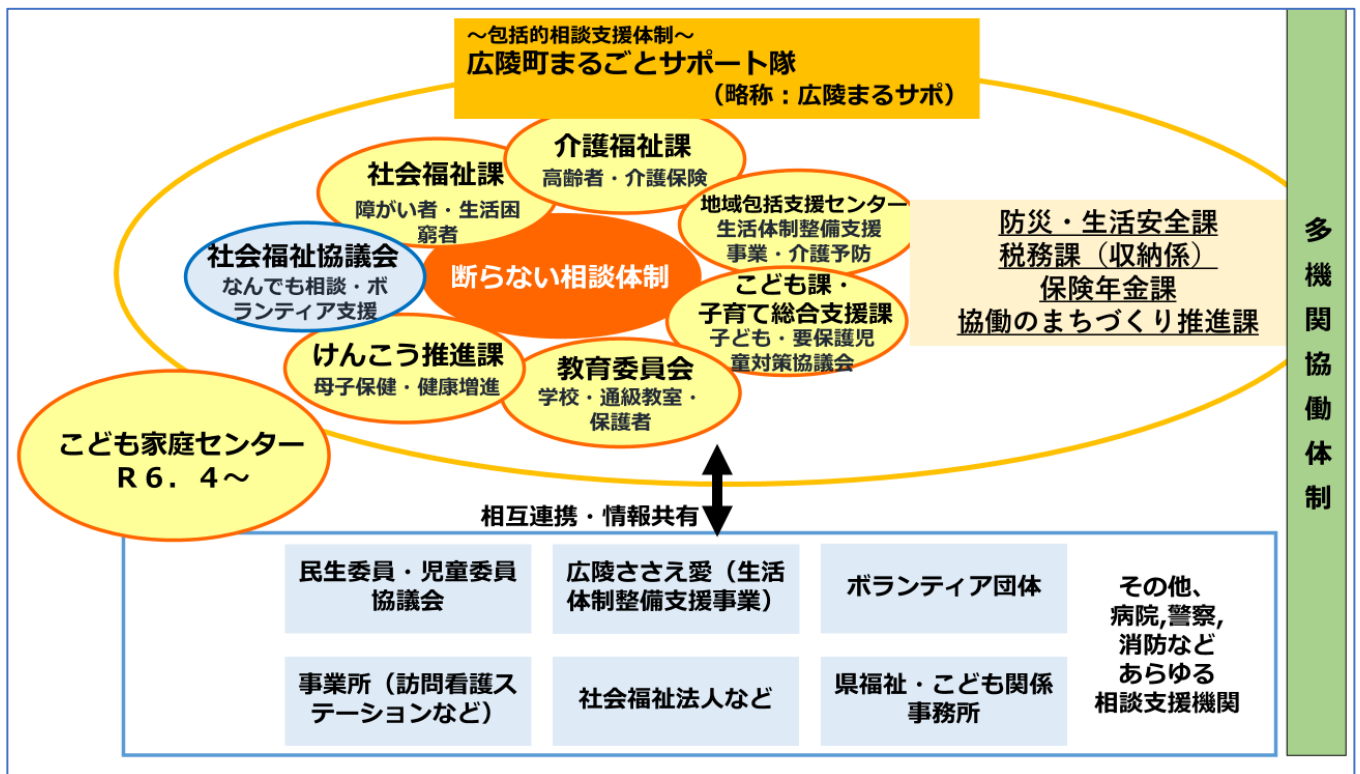


図4 広陵町における包括的相談支援体制及び多機関協働体制の位置付け（令和8年4月時点）

重層的支援体制整備事業では、特に生活困窮者及びはざまの人といった福祉サービスにすぐにつながらない方をどのように支援できるか、生活歴や周辺環境から社会的孤立につながっていないかをしっかりアセスメントすることで、断らない相談体制を推進します。なお、本事業を有機的に連携するため、「支援会議」及び「重層的支援会議」に分けて、ケースに応じてそれぞれの会議体で課題解決に向け話し合っていきます（表1参照）

| | | |
|-----------------|---|--|
| 会議名 | 支援会議 | 重層的支援会議 |
| 主催者 | 社会福祉課（全体調整）・社会福祉協議会（会議開催・運営） | |
| 扱う事案 | 複雑化・複合化し、解きほぐしが必要な事案 | 支援会議を経て、既存の支援関係機関間では対応できない事案 |
| 会議の役割 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気になる事案の情報提供、情報共有 ・ 日常生活、社会生活を営むための理解 ・ 緊急性がある事案への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援プランの適切性の協議 ・ 支援プラン終結時の評価 ・ 地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討 |
| 個人情報の共有に関する本人同意 | なし（構成員に守秘義務を課す） | あり |
| 法的根拠 | 法第106条の6 | なし（法第106条の4第2項に基づく会議） |
| 構成員 | 庁内関係部署職員、支援に関する関係機関（事業所、社会福祉法人等）、県等公的機関 | |
| 開催頻度 | 随時開催 | 定例：年2回開催 ケース発生時：随時開催 |

表1 広陵町における支援会議及び重層的支援会議の位置づけ

第2章 重層的支援体制整備事業の実施内容

重層的支援体制整備事業には、大別して以下のとおり「包括的相談支援事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」の3つの事業があります。



図5 重層的支援体制整備事業の概念図（出典：厚生労働省）

I 包括的相談支援事業（福祉なんでも相談窓口）

※各分野単独で解決できる相談は、これまでどおり各分野が窓口となります。

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスや適切な相談窓口を紹介するなど、相談者に寄り添った情報提供を行います。複雑化・複合化して単独の部署で解決できない場合は、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を協議し、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように横断的連携となる多機関協働体制により、課題解決を図っていきます。

- ・例1：生活困窮相談の20代の若者から話を聞くと、背景には同居する祖父母の介護により高校卒業後アルバイト以外の仕事に就けずにいた。母親は数年前に離婚し、非正規ながら世帯の収入をほぼ一人で支えていた。
- ・例2：80代の母親から介護の施設入所についての相談を聞くと、30年以上ひきこもっている息子がいることが判明し、今後の息子の生活支援を誰がするのか分からなくなっていた。

II 参加支援事業

各分野で行われている地域や社会への参加支援に向けた事業に対して、本人やその世帯における個別ニーズに対応できるよう地域や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。また、新たな社会資源を創造できるよう関係団体や事業所等に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図ったりして、それぞれの個別ニーズに合った支援メニューを検討していきます。

- ・例1：こども食堂の運営ボランティアとしてひきこもり状態である若者に参加してもらうよう支援し、社会とのつながりを持つことで当人の自己肯定感の向上を図る。
- ・例2：障がい者支援事業所や団体が、地域のお祭りに出店（出展）し、障がい者の認知及び地域社会への参画を図る。

Ⅲ 地域づくり事業

各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発、ネットワーク・プラットフォーム構築、人材マッチング・事業マッチング等、地域における多様な主体による取り組みのコーディネートを行います。

- ・例1：介護予防リーダー養成講座（KEEP）に大学生が参加し、少し強度の高い介護予防体操を行う人材を養成し、介護予防の観点だけでなく、健康維持の取り組みを含めた講座を実施する。
- ・例2：就学前児童及びその保護者のふれあいの場である、なかよし広場に子育てに特化したNPO法人に必要な応じて相談に応じてもらい、子育ての悩みを聞き取り、関係機関に情報共有する。

Ⅳ-1 全体 継続的な伴走支援

相談を受け付けてから、相談者に寄り添うべく、本人及びその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うため、必要な情報をアセスメントするとともに、支援プランにより支援の見通しがつき、終結するまで多機関協働体制が包括的に一貫した伴走支援を行います。なお、ここでの終結は、支援関係機関の役割分担について相談者及び支援者双方の合意形成ができた時点とします。

Ⅳ-2 全体 多機関協働事業

すべての事業において、課題や解決策が複合化、複雑化していると判断したときには、本人が個人情報共有に同意した場合に、多機関協働体制における各事業所や相談支援機関などと連携し、支援策の検討を連携して実施します。

Ⅳ-3 全体 目標設定

本計画に基づく事業を行い、以下の数値目標を設定します。なお、本目標は、第2期広陵町地域福祉計画に準じます。

1. 「サロンに参加する人を増やす」（参加支援事業）

→アンケート調査で回答者のうち「上記活動に参加したことがある人の割合」

| 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | 資料 |
|------------|-------------|-------------|
| 4.7% | 10.0% | 住民アンケート調査結果 |

2. 「地域活動・ボランティア活動に参加する人を増やす」（地域づくり事業）

→アンケート調査で回答者のうち「上記活動に参加している人の割合」

| 現状値（令和5年度） | 目標値（令和10年度） | 資料 |
|------------|-------------|-------------|
| 17.8% | 25.0% | 住民アンケート調査結果 |

第3章 実施計画の検証・評価のポイント

本事業の実施に当たっては、広陵町地域福祉計画同様、PDCAサイクル（図6参照）による進行管理を行います。

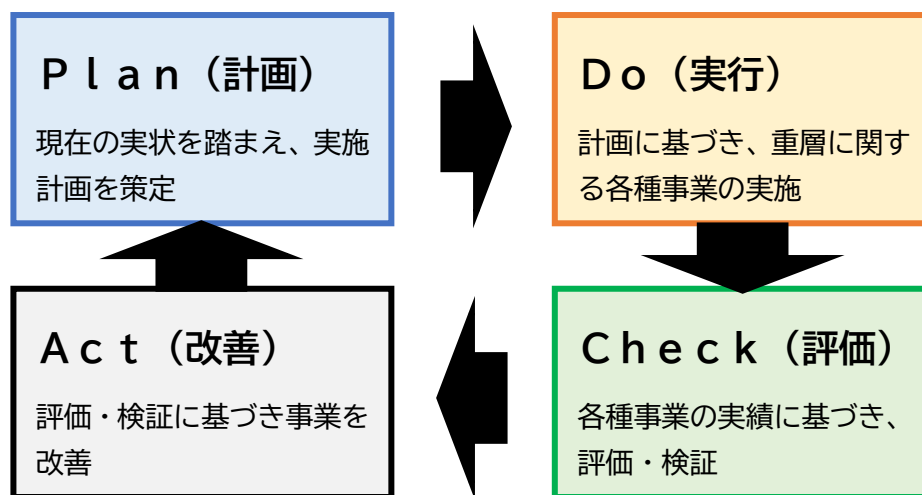


図6 PDCAサイクルによる計画の進行管理

PDCAサイクルを進める際には、附属機関である広陵町地域福祉計画策定委員会、本事業の他機関協働体制である支援会議または重層的支援会議、庁内関係職員で構成された広陵町まるごとサポート隊、パブリックコメント時の住民の皆さまなど、庁内外の意見を伺いながら、広陵町におけるより良い包括的な支援体制を構築に努めます。